

グリーン調達ガイドライン

Ver.4.0

改訂 2021年4月

ノーリツプレシジョン株式会社

1. はじめに

これまでの経済発展に伴い、化学物質のリスクは想像以上に人体や環境に悪影響を及ぼしてきました。ノーリツプレジジョン株式会社（以下、「NPC」といいます）では21世紀を皮切りに、環境負荷の少ない製品の開発並びに設計に着手し、人の健康に配慮した環境に優しいものづくりを目指しております。つきましては、環境化学物質の法規制やその他の要求事項を遵守すべく、「グリーン調達ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」といいます）に従いグリーン調達を推進して参ります。

2. 目的

グリーン調達とは、環境保全及び環境化学物質管理に積極的に取り組むサプライヤー様より安全性・再資源性・省エネルギー性に適う製品を調達することです。本ガイドラインは、NPCのみならず、製品の流通に関わるサプライチェーン全体で、環境化学物質の使用を避け、クリーンな社会の継続的向上を図ることを目的とします。

3. 適用範囲

NPCが生産活動において調達する製品・化学物質・混合物・部品・部材・包材・副資材に適用します。

4. グリーン調達基準

グリーン調達の推進に向け、サプライヤーの皆様にも上記内容にご賛同を頂くと共に、以下の要件を満たすようお願い致します。

4-1 サプライヤー様とのお取引条件について

- ①ISO14001、EMASなどの国際規格に準拠するEMS、もしくは（国内適用の）エコステージ、エコアクション21に準拠するEMSに関して第三者認証を取得していること。または、NPCの実施する監査に合格することが必要です。

規格名	主催	概要
ISO14001/EMS	国際標準化機構	国際的に認められた第三者認証制度 http://www.iso.org/iso/home.html
EMAS/EUの環境管理監査規則 (Eco-Management Audit Scheme)	European Commission, Environment DG.	環境改善の持続を目的とした規格 http://ec.europa.eu/environment/emas/index_en.htm
KES/京都 EMS スタンド (Environmental Management System)	NPO KES環境機構 (京のアジェンダ21フォーラム)	環境マネジメントシステム http://www.keskyoto.org
エコステージ	エコステージ協会	ISO14001の取得をベースとした環境経営評価制度 http://www.ecostage.org
エコアクション21	持続性推進機構	環境省策定のガイドラインに基づく認証・登録制度 http://www.ea21.jp

- ②グリーン調達の実施、または実施に向けたプランをお聞かせ願います。
- ③NPCが監査を行う場合には、「製品含有化学物質管理ガイドライン 実施項目一覧表兼チェックシート」を満たす取り組みが必要です。
- ④納入品の含有化学物質を管理する仕組みづくりに取り組むようお願いいたします。

4-2 環境保全活動について

環境保全に関しては、「仕入先グリーン生産調査シート」を通じて実状の確認をさせていただきます。

4-3 管理対象化学物質【別表1】について

- ①調達品に含まれている管理対象化学物質が【別表1】の基準を満たしていることが必要です。
- ②調達品に含まれている管理対象化学物質に関する、正確な含有情報の提供をお願いします。
- ③調達品の管理対象化学物質は、「製品含有化学物質管理ガイドライン」またはそれに準ずる管理基準に基づいた管理が必要です。
(弊社HPにて「製品含有化学物質管理ガイドライン 実施項目一覧表兼チェックシート」をご確認下さい。
成分測定についてはISO/IEC17025認定所での分析・測定、もしくはIEC62321またはそれに準拠する分析・測定をお願いします。)

5. 同意書について

本ガイドラインは、製品含有化学物質の非含有及び製造工程における禁止化学物質の不使用、並びにそれらを保証する体制の構築・維持に関する基準や運用を示すもの（ガイドライン）であり、サプライヤー様には本ガイドラインの内容について同意頂くと共に「同意書」を提出して頂きます。

6. 4M（材料・製法・生産設備・責任者）の変更について

同意書の対象となる調達品に関して、使用材料（Material）、製法（Method）、生産設備（Machine）及び製造上の責任者（Man）等に変更が生じる場合は、事前に変更内容についてNPC担当者にその旨ご連絡をお願いします。

7. サプライヤー様への調査協力をお願い

NPCでは、環境保全に対してサプライヤー様を含めたサプライチェーン全体で効果的な対応を図って参ります。それには情報の共有が不可欠であり、下記の調査にご協力をお願いします。

7-1 含有化学物質情報について

サプライヤー様より調達する製品・化学物質・混合物・部品・部材・包材・副資材に含まれる化学物質情報の提供をお願いします。

化学物質情報は、JAMPが推奨する情報伝達シート（chemSHERPA-AIまたはchemSHERPA-CI）での提供をお願いします。

但し、弊社より別のフォーマットを指定する場合があります。

また、特定の化学物質、法令、基準、規格に関する証明書類の提出をお願いする場合があります。

7-2 環境保全活動実地調査について

サプライヤー様ごとに、4-2の初期段階で自己申告頂いた環境保全活動及びその体制を一定期間経た後、実地視察（立ち入り調査）において確認させていただきます。

8. 社外公告

本ガイドラインは、公正な立場から誰もが閲覧できるインターネット（web）を媒体とするNPCホームページ（HP）上にて公開致します。

本文の公開に際して、使用言語はグローバルな観点から「日本語」「英語」「中国語」の三カ国語での公開を行っております。

（「英語」及び「中国語」はホームページのEnglishサイトに掲載しています。）

【別表1】管理対象化学物質リスト

化学物質名	用途	閾値レベル	代表される法規制
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第1種特定化学物質	全て	含有禁止	化学物質の審査及び製造等の 規制に関する法律
労働安全衛生法 製造等禁止物質	全て	含有禁止	労働安全衛生法
毒物及び劇物取締法 特定毒物	全て	含有禁止	毒劇物取締法
オゾン層保護法 特定物質	全て	含有禁止	オゾン層保護法
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 特定物質	全て	含有禁止	化学兵器の禁止及び特定物質の 規制等に関する法律
覚せい剤取締法 覚せい剤	全て	含有禁止	覚せい剤取締法
麻薬及び向精神薬取締法 麻薬・向精神薬	全て	含有禁止	麻薬及び向精神薬取締法
大気汚染防止法 対象物質	法令に則る（但し本ガイドラインで指定している物質は除く）		大気汚染防止法
水質汚濁防止法 対象物質	法令に則る（但し本ガイドラインで指定している物質は除く）		水質汚濁防止法
土壌汚染対策法 対象物質	法令に則る（但し本ガイドラインで指定している物質は除く）		土壌汚染対策法
US TSCA 6 (h) PBT 化学物質	全て	含有禁止	US TSCA
カドミウム/カドミウム化合物	全て	均質材料中の0.01wt% (100ppm)	EU RoHS指令 (2011/65/EU)
鉛/鉛化合物	全て	均質材料中の0.1wt% (1,000ppm)	
六価クロム/六価クロム化合物	全て	均質材料中の0.1wt% (1,000ppm)	
水銀/水銀化合物	全て	意図的添加または 均質材料中の0.1wt% (1,000ppm)	
ポリ臭化ビフェニル (PBB)	全て	均質材料中の0.1wt% (1,000ppm)	
ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)	全て	均質材料中の0.1wt% (1,000ppm)	
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)	全て	均質材料中の0.1wt% (1,000ppm)	
フタル酸ジブチル (DBP)	全て	均質材料中の0.1wt% (1,000ppm)	
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	全て	均質材料中の0.1wt% (1,000ppm)	
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	全て	均質材料中の0.1wt% (1,000ppm)	
カドミウム 鉛 六価クロム 水銀	包材・副資材	対象4物質の総和が包装材 または包装材の構成物中の 0.01wt%(100ppm)	EU 包装廃棄物指令 (94/62/EC)
カドミウム/カドミウム化合物 鉛/鉛化合物	電池	電池の0.001wt% (10ppm)	EU 電池指令 (2006/66/EC)
水銀/水銀化合物		電池の0.004wt% (40ppm) 意図的添加または 電池の0.0001wt% (1ppm)	
水銀/水銀化合物		均質材料中の0.0005wt% (5ppm)	カナダ 水銀規制 (SOR/2014-254)
アスベスト類	全て	意図的添加	EU REACH規則 (1907/2006/EC)
一部のアゾ染料・顔料	織物と皮革	製品の0.003wt% (30ppm)	EU REACH規則 (1907/2006/EC)
酸化ベリリウム (BeO)	全て	製品の0.1wt% (1000ppm)	EU EICTA・CECED EERA ガイドンス
臭素系難燃剤 (PBB類とPBDE類及びHBCDDを除く)	プリント基板を除く プラスチック	プラスチック材料中の臭素 として0.1wt% (1,000ppm)	IEC61249-2-21 IPC-4101
	プリント基板	基板中の臭素の含有合計 で0.09wt% (900ppm)	JEDEC JS709
塩素系難燃剤 (CFR)	プリント基板を除く プラスチック	プラスチック材料中の臭素 として0.1wt% (1,000ppm)	IEC61249-2-21 IPC-4101
	プリント基板	基板中の臭素の含有合計 で0.09wt% (900ppm)	JEDEC JS709
五酸化二ヒ素	全て	均質材料中の0.1wt% (1,000ppm)	EU REACH規則 (1907/2006/EC)
三酸化二ヒ素	全て	均質材料中の0.1wt% (1,000ppm)	EU REACH規則 (1907/2006/EC)
フッ素系温室効果ガス (PFC・SF6・HFC)	全て	意図的添加	EU フロンガス規制 (517/2014)

化学物質名	用途	閾値レベル	代表される法規制
ホルムアルデヒド	木材製品	意図的添加	US TSCA
	織物	織物製品の0.0075wt% (75ppm)	オーストリア BGBI
鉛/鉛化合物	12歳以下対象家庭品	製品の0.01wt% (100ppm)	US 消費者製品安全改善法
	玩具塗料・表面塗装	表面塗装の0.009wt% (90ppm)	
	被覆電線・コード	表面被覆材中の0.03wt% (300ppm)	US カリフォルニア州 プロポジション65
ベンゼン	全て	意図的添加	大気汚染防止法 労働安全衛生法 水質汚濁防止法
ニッケル/ニッケル化合物	長時間皮膚に接する 場合は全て	意図的添加	EU REACH規則 (1907/2006/EC)
過塩素酸塩	全て	電池または構成部品の 0.000006wt% (0.006ppm)	US カリフォルニア州 過塩素酸塩規制
フタル酸エステル類 I (DEHP・DBP・BBP・DIBP)	玩具・育児製品	フタル酸エステルの合計 として可塑化した材料の 0.1wt% (1000ppm)	EU REACH規則 (1907/2006/EC)
フタル酸エステル類 II (DINP・DIDP・DNOP)	玩具・育児製品	フタル酸エステルの合計 として可塑化した材料の 0.1wt% (1000ppm)	EU REACH規則 (1907/2006/EC)
デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	全て	意図的添加または 均質材料中の0.1wt% (1,000ppm)	EU REACH規則 (1907/2006/EC)
ポリ塩化ターフェニル (PCT類)	全て	意図的添加または 均質材料中の0.005wt% (50ppm)	EU REACH規則 (1907/2006/EC)
ポリ塩化ビニル及びその化合物	全て	製品の0.1wt% (1,000ppm)	US IEEE1680 (電子製品 環境アセスメントツール)
放射性物質	全て	意図的添加	EU-D 2013/59/Euratom
短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数10~13)	全て	意図的添加または 均質材料中の0.1wt% (1,000ppm)	EU REACH規則 (1907/2006/EC) EU POPs規則 (850/2004/EC)
三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ (TBT)・トリフェニルスズ (TPT) 化合物を含む)	全て	意図的添加または スズ元素として部品中の 0.1wt% (1,000ppm)	EU REACH規則 (1907/2006/EC)
トリス(2-クロロエチル)=ホスファート	全て	均質材料中の0.1wt% (1,000ppm)	EU REACH規則 (1907/2006/EC)
ジメチル=フマラート (DMF)	全て	部品中の0.00001wt% (0.1ppm)	EU REACH規則 (1907/2006/EC)
フタル酸ジイソノル (DINP)	全て	意図的添加	US カリフォルニア州 プロポジション65
フタル酸ジイソデシル (DIDP)	全て	意図的添加	US カリフォルニア州 プロポジション65
IEC62474報告対象化学物質リスト	-	-	-
EU REACH規則 制限対象物質 (1907/2006/EC ANNEX XVII)	REACH規則に則る (但し本ガイドラインで指定している物質は除く)		EU REACH規則 (1907/2006/EC)
EU REACH規則 認可対象物質 (1907/2006/EC ANNEX XIV)			EU REACH規則 (1907/2006/EC)
EU REACH規則 高懸念物質 (SVHC) (1907/2006/EC Candidate List for Authorisation)			EU REACH規則 (1907/2006/EC)

【注記】

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第一種特定化学物質/労働安全衛生法 製造等禁止物質/毒劇物取締法 特定毒物/オゾン層保護法 特定物質/化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 特定物質 については下記リンクを参照下さい。
https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/sltLst (NITE化学物質総合情報提供システム)
- ・IEC62474報告対象化学物質リストについては、下記リンクを参照下さい。
Material Declaration for Products of and for the Electrotechnical Industry (<https://std.iec.ch/iec62474>)
- ・IEC62474/REACH規則で、今後追加される物質は全て管理対象と致します。都度の追記は行いません。
- ・【別表1】に記載しております通り、世界各国・地域の環境規制を考慮し管理対象化学物質を指定しております。
法規制の改訂により、新たな物質規制が当社製品に影響を及ぼす可能性がある場合に、その物質を管理対象化学物質として追加致します。
但し、IEC62474/REACH規則については今後追加される物質は全て管理対象と致します。都度の追記は行いません。
また、複数の環境規制において規制されている物質については、含有率の閾値が一番厳しい基準を採用致します。
(製品の納入先によって一部例外がございます。)
- ・RoHS指令 (2011/65/EU) の適用除外について
RoHS指令では、特定の用途における規制対象物質の使用に対して、適用を除外する項目を定めております。
適用除外項目は随時更新されるため、最新情報に従い対応をお願いします。
適用除外と判定された場合でも、必ず含有量の報告をお願いします。
また、その他の環境規制についても適用除外項目はありますので、同様に対応をお願いします。
- ・chemSHERPA 管理対象物質の基準となる法規制及び業界水準
(法規制の改訂や新規法令の施行により随時更新されますので、最新情報に従い対応をお願いします。)
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第一種特定化学物質
米国有害物質規制法 (TSCA) 使用禁止または制限物質 (第6条)
EU ELV指令
EU RoHS指令 Annex II
EU POPs規則 Annex I
EU REACH規則 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質)
EU REACH規則 Annex XIV (認可対象物質)
EU REACH規則 Annex XVII (制限対象物質)
EU 医療機器規則 (MDR) Annex I 10.4 化学物質
IEC 62474 DB

改訂履歴

改訂No.	制定・改訂年月	主要改訂内容
Ver.3.1	2008年1月	管理対象化学物質リストを作成し全面改訂
Ver.3.2	2008年10月	【別表1】管理対象化学物質リストを更新
Ver.3.3	2009年7月	【別表1】管理対象化学物質リストを更新
Ver.3.4	2014年2月	社名をノーリツ鋼機株式会社からNKワークス株式会社に変更
Ver.3.5	2016年3月	社名をNKワークス株式会社からノーリツプレジジョン株式会社に変更
Ver.3.6	2019年4月	管理対象化学物質のガイドラインを更新
Ver.4.0	2021年4月	管理対象化学物質の内容及び適応範囲や情報伝達の仕組みを見直し全面改訂